

【論文】

ティトマス贈与関係論の再検討

—その現代的意義を考える—

坏 洋一*

要旨：本研究の目的は R. M.ティトマスの贈与関係論を振り返り、今日的状況のもとでいかなる再評価がなしうるのかを示し、その現代的意義を考察することにある。II章では『贈与関係』の概要を整理し、III章では二つのねらいを設定してティトマス贈与関係論の現代的意義を明らかにした。ティトマス贈与関係論は、その「社会市場一元論」の反市場的なスタンスが市場原理主義の強まりに対抗するための立脚点となりうる一方で、「市民であることの条件」と「市民になるための条件」を包含する現代的な「贈与のシティズンシップ論」にもなりうる、という2点に現代的意義を認めることができる、というのが本研究の結論である。

Key Words: 贈与関係, 社会的市場, シティズンシップ

I. はじめに

1. 研究の目的

本研究の目的は R. M.ティトマス (Richard Morris Titmuss, 1907–1973) の贈与関係論を振り返り、今日的状況のもとでいかなる再評価がなしうるのかを示し、その現代的意義を考察することにある。こうした研究目的を立てた理由は、端的に言えば、社会福祉との関わりで贈与の意義を掘り下げていくにあたっては、まずティトマスの古典的議論に立ち返り、議論の足場を固めることが欠かせないと考えたためである。

これまでティトマスの議論は、三浦文夫を始めとする福祉政策研究者たちの間で積極的な受容がなされてきた (三浦 1995; 京極ら 1988)。未邦訳の『贈与関係』については岡田藤太郎によって紹介がなされている (岡田 1995)。このティトマス晩年の主著は、贈与論の本家である人類学分野の研究でも言及がなされている (伊藤 2011: 173; 山崎 2015: 24)。その知的影響力はいまなお衰えていない (坂田 2014: 273)。1997年にはティトマスの娘アン・オークレーらの編集で新版が出版されている (Oakley & Ashton 1997)。だが、『贈与関係』にはすでに根本的な限界が指摘されていることも確かである (Pinker 1971, 1977; Reisman 2001)。以下ではこれら先行する議論に学びながら、ティトマス贈与関係論がもつ現代的意義を探っていく。

2017年9月30日受付/2018年1月21日受理

* 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科

2. 研究の背景

まず「贈与 gift」概念について簡潔に整理しておきたい。仁平（2011）によって前人未到の高さにまで議論の水準が引き上げられたあとで贈与を語ることは躊躇を禁じ得ないが、以下ではその高峰を横目で仰ぎつつ、ゼロベースで贈与の意味を確認していく。

通常「贈与」とは、他者に対して見返りを期待することなく一方的に何かを与えることや歓待することを意味し、双方向的な「交換 exchange」や「互酬 reciprocity」と対置される。ただし、贈与がもたらす負債感に基づく返礼（反対贈与）に着目する人類学では贈与も交換の一種であるとして「贈与交換」という用語が用いられるが（伊藤 2011）、贈与と交換は「まったく違った現象」であるとして両者を区別する者もいる（今村 2000: 5）。

社会福祉の世界はこの贈与に満ちている。寄付や募金は贈与の典型といえる。また、ボランティアや非営利組織の活動は、互酬の面もあるが、労力や時間の贈与ともみなせる。通常の社会福祉のイメージとは距離があるかもしれないが、ティトマスが主題として扱った献血や、彼が簡単に触れるにとどめた網膜等の臓器の提供は、日常的に行われる私的なプレゼントよりは、社会福祉に近いところで行われる公的な贈与といえる。通常、血液や臓器のやりとりは贈与として行われるが、これらが贈与として行われないときは、私たちの倫理や道徳が著しく脅かされることになる。

他方で、市場の交換関係の外部で展開される「公助」としての社会扶助（生活保護や各種手当の現金給付、社会福祉サービスとしての現物給付）も、その再配分的な性質の背後に贈与の側面をもつ。親密圏での私的なケアにせよ、職業としてのケアにせよ、費やす労力が「割に合わない」ものであればあるほど、それが真剣に営まれば贈与の側面が強くなるだろう。

「公助」と対をなす「共助」としての社会保険は互酬の側面をもつが、「公助」ほどではないにせよ、見知らぬ他者との匿名の関係を構築しているという意味では、贈与と無関係とはいえない（Ignatieff=1999）。また、NGOs や政府機関による国際社会福祉としての対外援助や人道支援に贈与の側面を認めないことは不自然であるとすらいえよう。

このように社会福祉の世界は贈与に満ちていることが確認できる。だが、今日の多元化し複雑化した社会福祉の政策・制度・実践の根拠を、この贈与だけに見いだすのは不適切であることは明白である。それでも、見知らぬ他者に見返りを期待せずに与え歓待するという贈与のコンセプトは、社会福祉が社会福祉であるための根拠として、比類のない説得力を有していることもまた確かである。

本研究はこうした社会福祉にとって贈与がもつ意味や意義を探っていくための第一歩として、ティトマスの贈与関係論の現代的意義を探っていく。Ⅱ章では『贈与関係』の概要を整理する。Ⅲ章では、二つのねらいを設定してティトマス贈与関係論の再評価し、その現代的意義を明らかにする。なお、『贈与関係』からの引用にあたっては新版（Oakley & Ashton 1997）の該当箇所を示したが、章番号はオリジナル版（Titmuss 1970）に合わせた。

II. ティトマス贈与関係論の概要

1. 『贈与関係』のモチーフ

本書の表題である「贈与関係」とは、家族的関係や市場的關係の外部において何らかの財の授受をめぐって「不特定の見知らぬ他者 *universal strangers*」との間に取り結ばれる匿名的な関係をいう。本書では贈与関係の具体例が、英国の社会化された供血システムに見いだされる。ティトマスは血液贈与の特性が、その匿名性・非人称性・非強制性・自発性にあるとする (Oakley & Ashton 1997: 127)。本書でティトマスは、献血中心の英国のシステムこそが、自発的・普遍的・利他的な性質をもつ供血行為としての「贈与」を可能にしていることを実証し、その意義を強調していく。

本書の序論では研究のモチーフが示され、「社会的なもの」と「経済的なもの」とを分かつ境界線がいかに引かれうるのかを検討するうえで、各国における血液の扱い方が分析の素材としてきわめて示唆に富むものであることが示唆される。

冒頭でティトマスは、これまで自分は社会政策の範囲や役割をめぐって価値がからんだ問題を考えてきたが、本書はそこから生み出され成長していったものである、と語っている。価値がからんだ問題とは、「社会的なものと経済的なものをどう区別するか?」「なぜ人は社会的なものから撤退してはならないのか?」「なぜ見知らぬ他者に与えるのか?」といった規範的な問題である。さらにこの最後の問いは、「総じて豊かで利益獲得的で分断的な 20 世紀の社会において、私にとって見知らぬ他者とはいったい誰なのか?」という根本問題を惹起するという (Oakley & Ashton 1997: 57-9)。

このように序論では矢継ぎ早に多くの問いが投げかけられるが、その後半部分では次のような「大きな問い」が示される。それは、みなが不幸を共有している耐乏社会でならまだしも、欲望や欲求が次々と生み出される消費社会のなかで、市民はいかにして「人種や宗教や肌の色とは無関係に不特定の見知らぬ他者に与えるようになるのか」つまり「贈与するようになるのか」という問いである (Oakley & Ashton 1997: 59)。ティトマスは、この大きな問いには答えないと述べているが、実際には本書全体を通じてこの問いへの応答が図られていく。以下では、この問いに対してティトマスがどのような「答え」を出したのかという観点から、本書の結論部分を読み解くことにする。

本書の議論は二つの部分に大別できる。第一は、供血システムと血液ドナーの性格に関する英米間比較と、その他各国の供血事情の分析を通じて、米国の商業的なしくみと英国の社会化されたしくみがもたらす帰結の違いを客観的に明らかにしようとする部分である。もう一つは、この分析パートで得られた知見をふまえて、英国の供血システムとドナーが体現する贈与関係の倫理性とその意義について規範的考察がなされる結論部分である。以下、この二つの部分の概略を示していく。

2. 客観的分析パートの概要

本書の大部分を占める客観的分析パート (第3~11章) で明らかにされるのは、①医療技術の発達や産業事故の増大などの要因により、英米両国を含む先進各国で血液と血液製剤の需要が急増していること、②英国では統率のとれた政府直轄のシステム (NHS の国民輸血サービス) が、効率的で安全な供血を実現していること、③これに対して米国では州や地域ごとに雑多な血液関連組織が、統率や連携を欠いた非効率的な供血活動を展開し、

汚染された血液を供給するに陥っていること、④各国の血液ドナーを類型化すると8つのタイプが得られること、⑤米国では金銭や輸血分の返済を目的とする利己的なドナーが大部分を占める一方で、貧困層から富裕層へと血液が渡る逆進的な再分配を帰結していること、⑥これに対して英国では、属性に偏りのないドナーが、総じて利他的な動機から自発的に血液を提供していること、などである。これらのうち④と⑥は、結論パートの議論で前提とされていることもあり、詳しい説明が必要である。

まず④について説明する。ティトマスは英米両国その他各国の現状をふまえて、血液ドナーのタイプを以下の8つに類型化している(Oakley & Ashton 1997: 128-41)。このうちタイプA・B・Hのみ取り上げたい。「タイプA:有償ドナー」とは、金銭目的で売血するドナーであり、各種のスクリーニングをすり抜けて売血の回数を増やすために意図的な情報隠しや虚偽の説明を行うこともあるという。「タイプB:プロドナー」とは、製薬会社や商業的血液銀行で半ば職業的に頻回な売血を行うドナーであり、同じ金銭目当てであってもイレギュラーな立ち寄りドナーとは区別されるという。「タイプH:自発的コミュニティドナー」とは、惜しみない人間的贈与という抽象概念に最も近似するドナーであり、いかなる見返りも期待せず、また相手の属性を一切問うことなく血液を贈与するとされる。ティトマスによる血液ドナーの類型は以上ようになる。なお英国のドナーは、タイプHが99%(1%はタイプFの受刑者)と試算されている。

次に⑥について説明する。ティトマスは、1967年に英国で実施した調査(血液ドナー3,800名を対象)の結果のうち、献血理由に関する質問への自由記述回答をもとに、献血動機を14に分類している(Oakley & Ashton 1997: 293-302)。その質問は「あなたがはじめて血液ドナーになろうと決めたときの理由を教えてください」というものである。ティトマスは特徴的な回答をいくつか選びだし、当人の属性とあわせて紹介している。ティトマスは、回答者たちが「社会の他のメンバーの必要に対して社会的な責任を強く感じている」ことを強調している(Oakley & Ashton 1997: 303)。

ここまでが『贈与関係』における客観的分析パートの概要である。次に、本書の結論パートにあたる章(第13~14章)の要点を整理してみたい。

3. 結論パートの概要

『贈与関係』の結論パートを構成する二つの章では、序論で投げかけた問いをめぐって、分析パートで得られた知見や証拠をもとに応答がなされていく。

1960年代の米国や日本を筆頭に、各国では急増する血液需要に応えるべく売血が容認されていた。だが、血液の収集・加工・提供を市場のもとで行うシステムは、様々な帰結をもたらした。ティトマスは、それらの帰結は「非倫理的」観点と「倫理的」観点の両方から評価できるとし、両観点から分析を行っている(Oakley & Ashton 1997: 313)。

供血の商業化・市場化に関する「非倫理的」観点からの分析にティトマスが用いたのは、①経済効率性、②運営効率性、③費用、④安全性という経済学的規準である。これらに照らして評価すると、商業化された血液市場は、①血液の無駄や不足が多く、②運営面では官僚制化の進行や会計処理とその電算化にかかる間接経費の増大といった弊害が目立ち、③単位あたりの費用は著しく高額で、④血清肝炎などの感染リスクも大きいため、そのパフォーマンスは「悪い」とされる(Oakley & Ashton 1997: 314)。

他方で、供血の商業化に関する「倫理的」観点からの評価において、ティトマスが議論の鍵としているのは「自由 freedom」の概念である (Oakley & Ashton 1997: 311)。その議論を要約すると、商業化された血液市場は、血液を贈与しようとする「自由」を市民から奪っているがゆえに、倫理的にみても「悪い」となる。換言すれば、経済的市場は市民に対して血液を商品として売買するという利己的な動機や行為を強制することで、見知らぬ他者に対する利他的な血液贈与を選択する「自由」を妨げている、ということである。

このように結論パートでは、非倫理的（経済学的）観点からいっても、また倫理的観点からいっても、血液提供の商業化は不適切であるという評価を中心にして、社会政策の役割と原理に関する考察が示されている。本書の概要は以上のようなようになる。

4. 結論パートでのティトマスの主張

最後に、ティトマスが序論で示した問い（いかにして市民は贈与するようになるのか）にどのように応答しているか、という観点から、結論パートの主張をまとめたい。まずティトマスの答えを簡潔に要約すると、市民は市場によって贈与する「自由」が奪われているのであるから、そうした「自由」を保護し拡張することで、市民は贈与するようになっていく、となる。以下、この答えについて解説する。

繰り返すと、商業化された血液市場は、自分の血液を商品として売買するよう強要し、市民から血液贈与の「自由」を奪っている、というのがティトマスの見方であった。タイプ A・B のような供血者は、あくまで「自由」を剥奪するシステムのもとで利己的にさせられている、ということである。では、これらを克服するにはどうするか。この点についてティトマスは、市場が抑圧する「自由」を、あらためて「与える権利」として制度的に保障するというアイデアを示している (Oakley & Ashton 1997: 311)。そしてティトマスは、このような社会権の保障を担うるのは国家以外にはありえず、市民から贈与の「自由」を奪っている「市場の強制力」を、社会政策によって縮減し制御する責任が国家にあるのだと主張する。社会権としての「与える権利」を国家の社会政策が保障することで、市民は見知らぬ他者に自発的に与える「選択の自由」を手にするようになるのである。

だが、このようにまとめてしまうと、あたかもティトマスが、社会政策の影響によって倫理的行為を選択したりしなかったりする操り人形のごとき存在として市民を捉えているのではないかと、との疑念を抱かせるおそれがある。この疑念は次の引用が払拭してくれるだろう。それは、「社会政策が、その潜在的な役割の一つとして、あらゆる市民の社会的・道徳的な潜勢力の発揮をどれだけ助けることができるかを示す実例」として本書の事例は申し分ないものである、との指摘である (Oakley & Ashton 1997: 306)。

この「市民の社会的・道徳的な潜勢力」の発揮を手助けし、市民の「自由」（市場がもたらす弊害からの自由と道徳的であることへの自由）をシティズンシップとして保護し拡張することが、社会政策の潜在的な役割であるとする見解に、ティトマス贈与関係論を再評価する糸口を見いだすことができるように思われる。この点について次章で掘り下げる。

III. ティトマス贈与関係論の再評価

1. 再評価のねらいとこれまでの評価

ここではティトマス贈与関係論の再評価を試みる。本研究における再評価のねらいは二つある。一つは、贈与を市場原理（交換原理）の対抗原理として位置づけるティトマスの考え方に、どのような現代的意義が見いだせるかを明らかにする、というねらいである。もう一つは、ティトマス贈与関係論を、シティズンシップ論として再解釈する、というねらいである。

再評価のまえに、これまでの評価をみておく必要がある。まず、ティトマスの福祉思想全体のなかで「贈与」がどのような位置を占めているのかを確認する。武川正吾は、ティトマスの社会政策に関する考え方について次のように解説している。ティトマスは「経済的市場と社会的市場とを区別し、前者の作動原理が貨幣的裏づけを伴う『需要』とそれにもとづいた『交換』であるとするならば、後者の作動原理は貨幣的裏づけとは無関係な『必要』とそれに基づいた『贈与』であると考えた」と（武川 1991: 8）。武川の解説からは、ティトマスのコンセプトが、「贈与原理」と「交換原理」、「需要」と「必要」、そして「社会的市場」と「経済的市場」という対比的な区別によって特徴づけられることが確認できる。

こうした特徴は、ティトマス自身の次の文章によく表れている。「たとえそれが現金、時間、エネルギー、償い、血液、生命それ自体など、いかなる形をとろうとも、援助金や贈与や一方的移転は、社会的なものの特徴的な印であり、それはちょうど交換や相互移転が経済的なものの印であるのと同じである。大げさかもしれないが、この社会的なものの領域を『経済的市場』と対照区別し『社会的市場』として概念化することを検討してもよいのではないだろうか」（Titmuss =1968: 17. ただし原文は Alcock et al. eds. 2001: 206 を参照した）。

次に『贈与関係』に関するロバート・ピンカーの評価をとりあげる。ピンカーは、ティトマスが血液を贈与のテストケースとして選んだのは、それが「家族・コミュニティ・階級の限界を超えて不特定の見知らぬ他者を包含するから」であり、また「不特定の見知らぬ他者に対する私たちの扱いにこそ真正かつ完全な利他主義の表現が見いだされるからである」と指摘する（Pinker 1977: viii）。だがティトマスのアプローチには幾つかの疑問の余地があるという。その疑問は、ティトマスが「社会的市場」と「経済的市場」とを道徳的な観点から切り離れた点と、「不特定の見知らぬ他者」への利他的贈与が家族や国民といった既存の境界を越えて拡大されうると夢想した点に向けられている。前者についてピンカーは、社会的市場の活動を支える財源は経済的市場での生産活動によって調達されることや、就労意欲の阻害や「貧困の罠」は経済的なものを軽視した結果であることを考えれば、両者の切り離しは適切ではないと断じる。後者については、「極端な形での利他主義と利己主義は周辺的な現象」（Pinker 1977: ix）であり、ティトマスが想定している以上に利他主義は複雑な現象であると指摘する。

ピンカーは自著においてもティトマスによる厳格な区別を批判している（Pinker = 1985: 邦訳 143）。ピンカーの序文を掲げたティトマス研究書の新版のなかで、デビッド・ライスマンもまた両市場の区別を「道徳的統合失調症」と揶揄している（Reisman 2001: 261）。ライスマンは、ティトマスは社会的市場のもとで、経済成長に見合った「社会成長」

がなされていくことを期待したが、結局のところその議論は「二項対立図式に基づく社会的市場一元論」に陥ってしまったのだと批判している (ibid.: 243). ロンドン大学におけるティトマスの後任ジュリアン・ルグランも、ティトマスの贈与関係論で想定されていた公共精神に富む利他主義は、公共政策のステークホルダーたちの動機としては、いまや風前の灯火であるとの認識を示している (Le Grand =2008).

ブレア政権下で首席政策顧問を務めたルグランの準市場論は、市場原理主義全盛の時代に社会的市場の「現代化」を図る政策理論として、わが国でも多くの関心を集めた (坪 2008). ルグランが理論的な基礎を整えた準市場は、競争・効率・選択といった経済的市場の中心的要素を、社会政策 (社会的市場) から切り離すことなく、その展開に積極的に活かそうとするものであった. しかし、ブレア政権の「第三の道」は市場原理主義を基調とするグローバリズムの圧力に抗しきれず、公正よりも効率に傾斜したことで評判を落とした (菊地 2004). 「第三の道」と準市場の評価はここでは置くとしても、その背景となったグローバリズムのもとで、抑制なき私益追求と資本蓄積が、著しい所得や資力の格差と貧困・社会的排除の深刻化を招いたことを真剣に受けとめるならば、ティトマスが社会的市場を経済的市場から切り離して擁護した地点にいまいちど立ち返る必要があると思われる. 以下ではこうした今日の状況をふまえて、社会市場一元論に立脚するティトマスの贈与関係論の現代的意義について考察する.

2. 贈与関係論の再評価①：社会市場一元論の意義

確認すると、ティトマスの贈与関係論では、利己主義をもたらす米国の供血システムの道徳的劣位性と、利他主義をもたらす英国の献血システムの道徳的優位性とが対比されていた. ここからはティトマスが「社会的市場の贈与原理」を「経済的市場の交換原理」にのっての対抗原理として捉えていたことがうかがえる. だが、両原理の関係について『贈与関係』はあまり多くを語っていない. そこで、両原理が対抗関係にあるとはどのようなことなのかを理解するためのヒントを、贈与と交換の人類学的考察に依拠して独特な社会思想を展開してきた今村仁司の議論に求めてみたい (今村 2005: 224-54). 唐突に畑違いの議論を差し挟むことに違和感を抱く読み手も少なくないであろうが、ここで今村の議論を参照する理由は、贈与と交換の原理的な関係を解きほぐそうとするその社会哲学的分析に、ティトマスの「社会的市場一元論」がもつ現代的意義を明確化するための糸口を見いだすことができる、と考えたためである.

今村は、これまで人類が行ってきた交易 (もののやり取り) における「正しさ」や「適切さ」を当事者たちに感じさせる原則を「正義」と一括する. そして贈与原理と交換原理こそが、この「正義」をもたらす二つの相反する原理であるとする. 贈与原理は「同等性」 (存在の平等、共同体の承認をうけたメンバーどうしの平等) に基づいているのに対し、交換原理は「不平等性」 (交換を生じさせる不平等や差異) に基づいている. だが当然、不平等は正義とは相容れない. それゆえ交換原理が正義をもたらすには「等価性の原理」を伴わねばならない. この等価性の原理とは、交換されるものの量が違っていても価値は同じ=等価であると同意・納得させる原理である. 今村によれば、この二つの原理なしに人間は社会関係を形成できないのであって、「人間の社会 (共同体) は二つの相反的原理を構成要素として含んでいる」 (今村 2005: 228) とされる. こうした原理間の矛盾や対立を制

御し、正義と「公平」を実現すること（つまり平等と等価の均衡化）が、社会体制における統治課題であることを今村は強調している。

ここでの議論にとって重要なのは、19世紀以来、近代国家が統治の一環として採用してきた各種の社会政策が「古来の贈与原理を復活させたもの」に他ならないとの指摘である（今村 2005: 229）。その「復活」は、近代における資本主義の発展に伴う交換原理の強まりへの反動だということである（今村 2007: 548）。

以上の今村による議論からは、贈与原理と交換原理はともに「正義」をもたらす原理として社会にとって不可欠だが、両者は相反する原理でもあるため、国家によってバランスが図られねばならない、という解釈が得られる。こうした今村の議論は、ティトマスの「社会市場一元論」の顕著な反市場的なスタンスが、市場原理主義の強まりに対抗する立脚点となりうることに、その現代的意義を見いだせることを示唆している。贈与原理と交換原理との緊張関係を認識し前者の優位性を強調するティトマスの議論は、両原理の接近を期待するピンカーらにとっては問題含みとされる。だが、交換原理が公共的・社会的な領域に浸出しアンバランスな状態に陥っている今日の状況のもとでは、バランス回復のための有益な「遺産」としてその意義を捉え返すことができるはずである。

3. 贈与関係論の再評価②：シティズンシップ論としての意義

次に、もう一つのねらいであるシティズンシップ論としての再評価に移りたい。確認すれば、「市民の社会的・道徳的な潜勢力」の発揮を手助けし、市民の「自由」を「社会権として」つまりシティズンシップとして保護し拡張することが、社会政策の潜在的な役割である、というのがティトマスの見解であった。その議論を仮に「贈与のシティズンシップ論」と呼ぶとして、それはいったいどのようなシティズンシップを提示することができるのだろうか。このことを考えるために、ここでは大きく迂回し、シティズンシップ論自体の展開を、その背景をなす福祉国家の史的展開とあわせてをおさらいする。

ティトマスと並ぶ英国社会政策研究の大家 T. H. マーシャルによれば、シティズンシップとは「ある共同体の完全な成員に与えられる地位」であるとされ、こうした地位が承認された市民には様々な権利と義務が平等に与えられるという（Marshall & Bottomore 1992: 18）。このマーシャルの古典的議論には、資本制がもたらす階級不平等と民主制が求めてきた政治的平等との矛盾や軋轢は、福祉国家体制下におけるシティズンシップの拡充によって、しだいに取るに足らないものになっていく、との見通しが込められていた。この楽観的ともいえる見通しにもかかわらず、マーシャル自身は、上述の今村が贈与原理と交換原理に相反性を看取したのと同様に、資本制的不平等と民主的平等との本質的な「敵対関係」を十分に認識していた（金田 2000: 136）。

福祉国家の黄金期とも呼ばれる 1950 年代から 60 年代にかけて、英国をはじめとする先進各国では、マーシャルが見通したとおりに事が運んでいった。しかしながら、1970 年代に入り福祉国家の「危機」が喧伝されるようになると事態は一変する。1980 年代以降の先進各国では、社会保障支出の削減とともに雇用のフレキシブル化が進められていく。21 世紀に入り、各種格差の拡大や社会の階級的・人種的・宗教的な分断が深刻化するなかで、かつてシティズンシップの拡充に期待された平等化や社会統合は、見果てぬ夢と成り果てている。むしろ従来のシティズンシップのあり方は、「国民」を単位とする点で、移民や難民から生活の基盤を奪いがちであり（Soysal 1994）、「賃労働」や「雇用可能性」を条件と

する点で、不利を被る若者や女性の帰属と社会参加を妨げてしまいやすい（宮本 2013）。また、所得維持を中心とする社会的シティズンシップ（社会権）保障のあり方も、セーフティネットのもとに人びとを滞留させてしまう懸念がある。

現代のシティズンシップ論は、上述のような社会変容を分析し、新たな展望を描いていくための学際的研究領域を形づくっている（坪 2016）。日本でもシティズンシップ研究は上記マーシャルの議論を中心に福祉政策研究の主題として定着をみている（伊藤 1996；武川 2008）。2000年代以降は学際的関心事となり数多くの研究が蓄積されている（岡野 2009；藤原・山田 2010；木前ら 2011）。

こうした現代シティズンシップ論の多様な展開のもとにマッピングすると、ティトマスの議論は、どのような位置づけを得られるだろうか。またそれは、いったいどのような性質と内容をもったシティズンシップとして概念化できるだろうか。まずもってそれは、「権利」的要素を重視するマーシャル的な議論の伝統を引き継ぐものとして概念化できよう。しかしながら現代シティズンシップ論のもとでは、シティズンシップの構成要素は「権利」のみならず「義務」「参加」「アイデンティティ」（Delanty =2004）をはじめ、多様な要素を含むものとして概念化されるようになってきている（篠原 2008: 35）。

現代的な見方を整理すると、現代シティズンシップ論では「市民であること」だけでなく、「市民になるための条件」を構成要素として含んだ概念化がなされるようになってきている。前者の側面を強調すれば、シティズンシップは「市民権」として捉えられ、後者の側面を強調すれば、シティズンシップは「市民性 civility」として捉えられることになる。人はたしかに、生まれながらにして国籍とそれに伴う権利と義務を付与される。だが人は成長の過程で主体化や社会化をへて「市民」になっていく。その「市民」がいかなる主体であるべきか、「市民」に求められる能力・徳性・意識・実践・義務・責任とはどういうものであるべきか。こうした「市民」像については、多様な理解や構想がありうるが、まさにそうした多様な理解や構想が現代シティズンシップ論を形づくっているのである。

ティトマスの「贈与のシティズンシップ論」は、「市民であること」(市民権)のみならず「市民になるための条件」(市民性)をも包含する現代的なシティズンシップ論として再評価することができるだろう。福祉国家の社会政策によって「与える権利」という市民権を保障されながら、「社会的・道徳的な潜勢力」を発揮することで、見知らぬ他者に贈与する市民性が陶冶されていく、そうした市民のあり方を構想する議論として捉え返せるのではないか。たしかに、ピンカーが懸念するように、利他的贈与は家族や国民といった既存の境界を越えて拡大されがたいという現実がある。しかし、経済市場の論理に抗して「与える権利」を保障された市民が「社会的・道徳的な潜勢力」を発揮することで、そうした現実を越えて「不特定の見知らぬ他者」との間に贈与関係を築いていく可能性は決して否定しえない。そのように捉え返すことで、ティトマスの贈与関係論は、上述のようなグローバル化や脱工業化そして人口の高齢化や雇用の流動化といった様々な趨勢がもたらす生の困難を見据え、国境・ジェンダー・障害といった種々の境界線を越える対等な市民どうしの関係や、賃労働に拘束されない生の保障の新しいあり方を模索している一連の現代シティズンシップ論の潮流へと合流していくことが期待される。

IV. 結論

ここまでの議論をまとめれば、ティトマス贈与関係論は、その「社会市場一元論」の反市場的なスタンスが市場原理主義の強まりに対抗するための立脚点となりうる一方で、「市民であること条件」と「市民になるための条件」を包含する現代的な「贈与のシティズンシップ論」にもなりうる、ということである。そして、この二つの点にティトマス贈与関係論の現代的意義を認めることができる、というのが本研究の結論である。

最後に、この二つの再評価を関連づけることで結びに代えたい。繰り返せば、ティトマス贈与関係論を特徴づける「社会的市場一元論」は、市場原理（交換原理）への対抗言説として再解釈されるのであった。だが、この「社会的市場一元論」がどのような対抗言説をもたらすのかについては依然として不透明あるいはオープンなままである。この対抗言説に具体的な内容をもたらすのは、「贈与のシティズンシップ」の主体としての市民である。贈与の市民性を陶冶された市民たちの実践には、消費者主義や所有個人主義といった市場のイデオロギーを脱して、「不特定の見知らぬ他者」との対等な関係（今村のいう同等性）を取り結んでいくことが期待される。二つの再評価の関連は以上のようになる。

引用文献

- 坪 洋一（2008）「福祉国家における『社会市場』と『準市場』」『季刊社会保障研究』44（1），82-93.
- 坪 洋一（2016）「福祉国家の目標をめぐる今日的議論——現代シティズンシップ論からの示唆」『季刊社会保障研究』51（3・4），287-301.
- Alcock, P., Glennerster, H., Oakley, A. et al. eds. (2001) *Welfare and Wellbeing: Richard Titmuss's Contribution to Social Policy*, Policy Press.
- Delanty, G. (2000) *Citizenship in a Global Age*, Open University Press. (=2004, 佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』日本経済評論社.)
- 藤原 孝・山田竜作編（2010）『シティズンシップ論の射程』日本経済評論社.
- Ignatieff, M. (1984) *The Need of Strangers*, Penguin Books. (=1999, 添谷育志・金田耕一訳『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』風行社.)
- 今村仁司（2000）『交易する人間——贈与と交換の人間学』講談社.
- 今村仁司（2005）『抗争する人間』講談社.
- 今村仁司（2007）『社会性の哲学』岩波書店.
- 伊藤幹治（2011）『贈答の日本文化』筑摩書房.
- 伊藤周平（1996）『福祉国家と市民権——法社会学的アプローチ』法政大学出版局.
- 菊地理夫（2004）『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』ダイヤモンド社.
- 金田耕一（2000）『現代福祉国家と自由——ポスト・リベラリズムの展望』新評社.
- 木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編著（2011）『変容するシティズンシップ——境界をめぐる政治』白澤社.
- 京極高宣・小林良二・高橋紘士・和田敏明編（1988）『福祉政策学の構築——三浦文夫氏との対論』全国社会福祉協議会.

- Le Grand, J. (2003) *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights & Knaves, Pawns & Queens*, Oxford University Press. (=2008, 郡司篤晃監訳『公共政策と人間——社会保障制度の準市場改革』聖学院大学出版会.)
- Marshall, T. H. and Bottomore, T. (1992) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (=1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級——近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.)
- 三浦文夫 (1995) 『増補改訂 社会福祉政策研究——福祉政策と福祉改革』全国社会福祉協議会.
- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学——自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
- 仁平典宏 (2011) 『「ボランティア」の誕生と終焉——〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会.
- Oakley, A. and Ashton, J. eds. Titmuss, R. M. (1997) *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy*, The New Press.
- 岡田藤太郎 (1995) 『社会福祉学一般理論の系譜——英国のモデルに学ぶ』相川書房.
- 岡野八代 (2009) 『増補版 シティズンシップの政治学——国民・国家主義批判』白澤社.
- Pinker, R. (1971) *Social Theory and Social Policy*, Heinemann. (=1998, 岡田藤太郎・柏野健三訳『社会福祉学原理』黎明書房.)
- Pinker, R. (1977) *Preface, in Reisman, D. A., Richard Titmuss: Welfare and Society*, 1st edition, Heinemann Educational Books, pp. vii–xi.
- Reisman, D. (2001) *Richard Titmuss: Welfare and Society*, 2nd edition, Palgrave.
- 坂田周一 (2014) 『第3版 社会福祉政策——現代社会と福祉』有斐閣.
- 篠原 一 (2008) 「市民社会, シティズンシップ, 公共空間」松田他編著『市民学の挑戦——支えあう市民の公共空間を求めて』梓出版社, 21–51.
- Soysal, Y. N. (1994) *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*, University of Chicago Press.
- 武川正吾 (1991) 「社会政策とは何か」大山 博・武川正吾編『社会政策と社会行政——新たな福祉の理論の展開をめざして』法律文化社.
- 武川正吾編 (2008) 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社.
- Titmuss, R. M. (1968) *Commitment to Welfare*, George Allen & Unwin. (=1971, 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障——新しい福祉をめざして』東京大学出版会.)
- Titmuss, R. M. (1970) *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy*, Allen and Unwin.
- 山崎吾郎 (2015) 『臓器移植の人類学——身体の贈与と情動の経済』世界思想社.

Reexamination of Titmuss's Theory of the Gift Relationship: Thinking about Its Significance in Our Time

Youichi AKUTSU

The purpose of this study is to reexamine R.M.Titmuss's theory of the Gift Relationship through looking back his theory and thinking its significance in our time. I reviewed his late work 'The Gift Relationship' briefly in section two and clarified its significance in section three. Conclusion of this paper is that his theory has some importance. One is that it can become a base for resisting market fundamentalism. And other is that it can become a comprehensive modern citizenship theory that includes conditions of being a citizen and of becoming a citizen.

Key Words: Gift relationship, Social market, Citizenship